

令和6年10月9日
危機管理監室危機対策課

令和6年9月20日からの大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（石川県）

令和6年9月20日からの大雨災害により、生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法を以下のとおり適用することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 該当区域
輪島市、珠洲市

2 災害発生日
9月21日（土）

（参考）

適用基準

被災者生活再建支援法施行令第1条第1号

災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村に該当
※輪島市の人口は24,608人（令和2年国勢調査による）であり、
人口1万5千人以上、3万人未満であることから滅失50世帯以上で該当
（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

被災者生活再建支援法施行令第1条第4号

被災者生活再建支援法施行令第1条第2号に規定する被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村に該当

※住宅被害数は令和6年10月8日（火）13時00分現在のものであり、
今後の調査によって変動することがあります。

被災者生活再建支援法による支援

住宅が全壊した世帯、大規模半壊および中規模半壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金が住宅の再建方法等に応じて公益財団法人都道府県センターから支給されます。

（国においても同時発表）

（お問合せ先）
石川県危機管理監室危機対策課
電話：076 - 225 - 1480
内線：4280